

『親鸞聖人正明伝』と知空著『御伝照蒙記』

——「伝存覚作」の実態——

塩 谷 菊 美

一、『正明伝』成立をめぐる三つの説

『親鸞聖人正明伝』（享保十八・一七三三年刊）の成立については、①鎌倉・南北朝期の存覚によるとする説、②室町末期ごろの成立だが作者不詳とする説、③江戸中期の高田派学僧、五天良空が存覚に仮託して作ったとする説、の三説がある。

①は先啓が宝暦二年（一七五二）刊『淨土真宗聖教目録^{〔1〕}』で述べたもので、『正明伝』は『高田親鸞聖人正統伝』言うところの「四巻伝」の別名であって、存覚作の「依用之実伝」とする。

『正明伝』跋文によれば、正明伝は存覚作で、三百余年の長きにわたつて野州高田の宝庫に眠っていたが、良空が護法のためにこれを刊行したという。先啓は良空による成立事情の説明をそのまま受け取ったのであ

る。

③は①に真っ向から対抗する。西派の玄智は天明四年（一七八四）『非正統伝』に「因評正明伝」の項を立て、「コノ題正統伝ニ相似テ、元来邪統、邪明ノ偽物」と決めつけ、「余人ノ作ニシテ、常楽ノ声誉ヲカリテ世ニ行シメントスルモノカ。或ハ草記ノ類アリシヲ、良空縦ニ増修シテ印布シ、己ガ新伝ノ輔翼トスルモノカ」とした。跋文では「良空ガ手ニ出タルコト明ナリ」と言い切っている。この酷評は現在まで引き継がれ、『真宗史料集成』第七卷「解題」（平松令三）でも、「いま本書を存覚の作と考えている学者は一人もない」として、山田文昭の「後世、恐らくは徳川期に入ってから高田派の学徒が存覚に托して偽撰したもの」という説が「定説」として紹介されている。

『親鸞聖人正明伝』と知空著『御伝照蒙記』

わらないが、立場は若干異なる。明治四十三年（一九一〇）刊『親鸞伝叢書⁽²⁾』の『正明伝』解題で、「存覚師草記の類ありしを、良空師縦に増修して之を印付し、以て『高田正統伝』の輔翼となしたるにはあらざるなきか」としたのは、むろん『非正統伝』に拠るが、佐々木は「余人が存覚の声誉を借りた」を切り捨て、「草記」を「存覚の草記」と限定した。つまり、良空は存覚の未定稿を持っていて、それを増修したというのである。

もっとも、そう判断した理由は示されず、どの部分が存覚でどの部分が良空か、といった分析も行われない。玄智の言う「草記」は「何かしら古い親鸞伝の切れ端」という程度の意味に相違ないが、佐々木が「存覚の草記」と読み取ったのには、『親鸞伝叢書』編集の目的が関係しているよう。佐々木は十九種の親鸞伝を収録するに当たって「読者をして全体として我聖人の生涯、著書等を順序よく知ることに便ならしめんこと」に主眼を置き、まず『親鸞伝絵』、次に『正明伝』を配置した。『正明伝』と『正統伝』は編年体で、いつ、どこで、誰の行つたことなど、出来事の5W1Hを明示する特徴がある。佐々木は高く評価したのだろう、『親鸞伝叢書』に半年先んじて刊行された『親鸞聖人伝⁽³⁾』では、『正統伝』に全面的に依拠して親鸞の生涯を書き通している。

『正明伝』は『正統伝』とほとんど同内容ながら、高田派の自尊他毀の態度が表に出でおらず、文章ははるかにソフトである。学問的というより教育的見地から『伝絵』に次ぐ一番手の位置に来る史料を探していく

た佐々木は、やや勇み足的に「存覚の草記の増修」と言ってしまったのではないか。

②は比較的新しい説である。『真宗史料集成』第七巻で編者の平松令三は、文禄元年（一五九二）の奥書を持つ『親鸞聖人由来』と、「室町末期書写」とされる『御伝鈔聞書』の間に『正明伝』を置き、生桑完明が対校を施した一本にあるという奥書を紹介した。それによれば、この書物は存覚の「所縁」で野州高田の宝庫に秘され、人目に触れずにきたが、「一客」が「聖人因縁伝」一帙を持ち来たり、良空が出版しないなら自分が行うと述べたので、やむを得ず出版することにしたという。平松はこれをもとに、「良空は享保六年に親鸞聖人御因縁という題で開板し、享保十八年に親鸞聖人正明伝と改題して再び刊行した」と推察した。『正明伝』は存覚作でも、良空作でも、良空が増修したものではなく、室町時代末ごろの作で、良空は単なる開板者ということである。

山田雅教『親鸞聖人正明伝』の成立⁽⁴⁾はこの平松説の延長線上にある。室町末期の伊勢で「必ずしも真宗の枠に収まらない聖たち」の関与により、他の真宗系史料に登場しない話をいくつも含む、四巻本の特異な箇所にのみ「四巻伝」と記しておいた。ところが「一客」の強い要望を受け、仕方なしに『正明伝』として刊行したという想定である。

本稿は以上の三説を承けて、『正明伝』の著者と成立年時を解明しよ

うとするものである。③で良空の「偽撰」が疑われているからには、刊行の当事者である良空の主張をとりあえず棚上げにして、『正明伝』の文章そのものを見ていきたい。

上人秘伝鈔』、内題『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』として出版されている。ここでは板本（本證寺林松院文庫蔵）を用いた。

C 『御伝照蒙記』

『正明伝』がどのような資料に依拠しているか調べてみよう。親鸞と玉日の結婚説話に題材をとり、句読点と濁点を私に付して示すこととする^⑦。

A 『親鸞聖人御因縁』

鎌倉時代の親鸞伝で板本になつたことはなく、写本も十数本しか確認されていない。諸本の本文に大きな異同はないが、月輪円証を「法皇」、親鸞詠とされる「奢鷹」の歌の結句を「袖の雪かな」とする古本系諸本と、「殿下」「袖の白雪」とする流布本系諸本とに大別することはできる。『正明伝』は「殿下」「袖の白雪」なので、ここでは流布本系の金堂弘誓守本（同朋大学仏教文化研究所マイクロフィルム）を用いた。

B 『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』

Aを物語的に語り直した一種の注釈書で、南北朝から室町初期に作られたと考えられる。写本は江戸後期の二本しか確認されていない。板本の本文も写本とほぼ等しく、正徳六年（一七一六）に外題『存覚

『親鸞聖人正明伝』と知空著『御伝照蒙記』

D 『高田親鸞聖人正統伝』

五天良空の著作で、享保二年（一七一七）に初板、後に二回修訂されたが年時は不明である。親鸞の年齢によって立項し、各項目内では、まず下野高田の宝庫に伝わるという本伝（顕智伝）・下野伝・四巻伝・正中記などから、その年の出来事を抜き出して「已上本伝」「已上下野伝」のように出典を明示しつつ列举し（本文）、その後に「私云」として解説を付して（注釈）、良空による注釈の付いた親鸞史料集の形式となっている。ここでは第一修訂版（同朋大学仏教文化研究所蔵）を用いた。

E 『親鸞聖人正明伝』

享保十八年（一七三三）初板本と、これを「再校合」したとされる元文三年（一七三八）版とが現存するが、両者は同板で、刊記以外に

修訂された痕跡はない。写本は、板本にあるいくつかの説話を欠き、用字法も若干異なる大谷大学楠丘文庫蔵『親鸞聖人御因縁』（文化八・一八一年写）と、本文は板本と同じだが巻の区切り方が異なり、用字法は楠丘文庫本に近い、良空自身の手になる四日市中山寺蔵『親鸞

A～Eを五段組にして一度に表示することが不可能なので、便宜上、I「御因縁・照蒙記・正統伝」、II「正明伝・秘伝鈔」の二つに分けて表示する。
 —線部……『御因縁』と『照蒙記』の表現は異なるが、『照蒙記』・『正統伝』・『正明伝』の三者は類似している（何らかの引用関係が想定される）。
 ==線部……『正統伝』と『正明伝』の表現が類似している。
 ---線部……『秘伝鈔』と『正明伝』の表現が類似している。

I 御因縁・照蒙記・正統伝

A 『親鸞聖人御因縁』

ソモノ建仁元年十月ノコロ、月輪ノ禪定殿
 下、黒谷ノ御庵室ニ御マイリアリテ、イツヨ
 リモ懇ニ御法門アリ。殿下オホセアリケルハ、
 御弟子スデニ三百八十余人マシマシ候中ニ、
 円証バカリ在俗ニテ候。^①聖ノ念佛ト我ラガ念
 仏トノカワリメヤ候ハント勅定アリケレバ、
 聖人ノタマハク、弥陀ノ本願ハ極悪最下ヲ本
 トス。善人ヲモステタマハズ。何ノカワリメ
 カ候ベキ。シカモ大師ノ御釈ニハ一切善惡凡
 夫得生者トノタマヘリ。何ノ差別カハンベル

C 『御伝照蒙記』

C 1 「行者宿報設女犯 我成玉女身被犯 一

生之間能莊嚴 臨終引導生極樂」の注

D 『高田親鸞聖人正統伝』

D 2 「二十九歳条」

応永三十一年甲辰三月日ニカケル御因縁ト題
 同二十九歳、建仁元年辛酉十月上旬第五日、
 月輪殿下兼実公吉水ニ参タマヒ、終日御法譚
 アリ。殿下仰ラレテ曰ク、御弟子數多ノ中ニ
 兼実ハ在家ナリ。^①聖ノ念佛ト我等ガ念佛ト替
 目ヤ候ラハント。上人言ハク、十方衆生ノ本
 誓、善惡凡夫得生者ノ釈義明カナリ。何ノ差
 別カ侍ランヤ。殿下ノ言ハク、然ラバ御弟子
 ノ中ニ於テ一生不犯ノ僧ヲ一人給テ妻帶トナ
 ラガ念佛トカワリメヤ候ハント仰セアリケレ

聖人正明伝》がある。このほか、生桑完明が板本を対校するのに用いた異本があるが、現在所在不明である。ここでは享保十八年板本（大正大学図書館蔵）を用いた。なお、下記の引用部分において、二種の写本と板本は用字法以外に差がない。

ベキ。マタ殿ノタマハク、左様ニ差別アル
マジク候ハゞ、御弟子ノ中ニ一生不犯ノ僧ヲ
一人タマハリテ、末代ノ凡夫ノウタガヒヲ破ハ
ハンベランガタメニ、直ニ在家ニ成タテマツ
ラバヤト綸言アリケレバ、聖人スコシモイタ
ミタマハズ、子細候マジ。^② 善信房今日ヨリ月
輪殿ノ勅定ニ隨タテマツレトオホセラレケレ
バ、親鸞ケウヲサマシ、ナミダヲ流テ申サレ
ケルハ、九歳ノトキ始テ慈鎮和尚ノ御弟子ニ
マイリテ、二十九歳ニシテコノ禪室ニノゾミ、
今三十八ニマカリナリ候。父母ノ胎内ヲ出シ
ヨリコノカタ、イマダ禁戒ヲ犯セザル身ニテ
候ヲ、今更左様ノ亂想ノ凡夫ニナレトノ御ヂ
ヤウコソウラエシク存ジ候ヘトテ、衣ノ袖ヲ
面ニ推アテ、トカク物モ申サレズ。聖人ノノ
タマハク、其謂子細ニ及バズ。御辺コノ門徒
ニ來ルコトハ、六角堂ノ觀音ノ御示現ゴザン
メ。其示現ニマカセテ落墮セララベシト仰
ケリ。善信申サセタマヒケルハ、イマダ其示
現ハアラハシ申サネバ、シロシメサルマジト
有シカバ、聖人ノタマハク、其示現ノ文ハ源

バ、空師ノタマハク、本為凡夫兼為聖人ノ积
義、一切善惡凡夫得生者ノ演説アキラカナレ
バ、ナニノ差別カアラン。殿下ノタマハク、
シカラバ御弟子ノナカニ一生不犯ノ僧ヲ一人
タマハリテ在家ニナシタテマツラバヤトアレ
バ、空師スコシモイタミ玉ハズ、子細候マジ、
善信房今日ヨリ仰ニ隨玉ヘトアレバ、善信
上人ナミダヲナガシ、カタク辞シ玉フ。ソノ
トキ空師当段ノ四旬ヲカキイダシ、觀音御示
現ノ上ハ兔角辭退シ玉フベカラズトアリシカ
バ、力オヨビ玉ハズ、殿下ト同車アテ五条西
洞院ヘウツリ玉フ。ツキニ殿下第七ノ姫宮、
玉日ト申シテ十八歳ニナリ玉ヘルヲ配嫁シ玉
ヘリ。三日スギテ夫妻同車シテ空師ヘマヒリ
玉ヒシカバ、子細ナキヨキ坊守カナト仰ゴト
アリキ云々。

本伝
上人聊モ痛ミタマハズ、子細候マジ、綽空ヲ
日ヨリ仰ニ隨タマヘト。綽空涙ヲ流シ堅ク辭
セラル。其時空師彼四句文ヲ書テコレヲ与、
兼テ救世ノ御示現ノ事、ワレ初ヨリ之ヲ知リ。
此ウヘハ兎角ノ辞退ニ不可及ト云々。綽空チ
カラ及バズ、殿下同車アリテ五条西洞院ノ御
所へ移リタマフ。遂ニ殿下第七ノ姫、其名ハ
玉日ト申ニ配嫁シタマフ。時ニ玉日十八歳、
是即如意輪觀自在カネテ變現ノ賢婦也。是時
ヨリ祖師始テ受妻ノ身トナリタマヘリ。已上

空其時ヨリオボヘタリ。ハヤク遁世ノ最前ヨ

リクワシク申セト有シカバ、一座同心ニ面白

トゾノ、メキケル。サテモソレガシ慈鎮和尚

ノ御門弟、少納言ノ公忠安ニテ候シ時、彼慈

鎮和尚ヘ恋トイフ歌ノ題ヲマイラセラレタリ

シニ、カクゾアソバシケリ。

我恋ハ松ヲ時雨ノソメカネテマクゾガハ

ラニ風サワグナリ

此御歌ヲ観アリテ、サテハ座主ハ恋セサセ

タマヒケリ。^④是ホドニ恋ノ歌ノ面白クアルハ、

心ニ恋シタマハザラン人ハヨムベカラズ。一

生不犯ノ山ノ座主、恋シタマハンハシカルベ

カラズトテ、既^⑤三流罪マウサント、天下ノ大

衆モ僉議シタマフニ、座主ノオホセラレケル

ハ、歌ナレバコソヨミタレト陳ジタマヒケレ

バ、更バオボシメシヨラザラン歌ノ題ヲマイ

ラセントテ、^⑥タカノ羽ノ雪トイフ題ヲツカハ

サレケレバ、ヤガテアソバシケリ。

雪フレバ身ニヒキソフルハシ鷹ノタゞサ

キノ羽ヤ白フナルラン

トヨミテ、献上セラル、トキノ使僧ニ祖師聖

此御歌ノ御使ニコノ僧參内申タリシニ、殿上

C 2 「ソノトキ善信夢中ニアリナガラユメ

サメ畢ヌト云々」の注

又吉水ヘ御入室ノ子細ニ異説アリ。有記云、

山門ニ在ストキ慈円僧正ヘ内裏ヨリ恋トイフ歌

ノ題ヲタマハルトキ、僧正ノ歌ニ、

我恋ハ松ヲシグレノソメカネテ真葛原ニ

風サワグナリ

ト詠ジテ、高覽ニソナヘタマヒシカバ、朝庭

コレヲ詠ジ玉ヒテ、^④コノ歌ハ恋スル人ナラデ

ハヨムベカラズ、一生不犯ノ座主ニハ似合ヌ

ナド公卿僉儀アリテ、トカク流罪ニモヤトキ

コエシカバ、僧正ハ歌ナレバコソヨミハンベ

レト仰シカバ、重テ題ヲツカワシ、名歌ヨミ

玉ハシカラ試ラルベキヤト評儀シテ^⑥鷹羽雪

トアル題ヲツカハサレシカバ、

雪フレバ身ニヒキソフルハシ鷹ノタゞサ

キノ羽ヤ白フナルラン

トヨミテ、献上セラル、トキノ使僧ニ祖師聖

人マイリ玉ヒケル。天子ヲハジメ月卿雲客コ

D 1 「二十八歳条」

同年九月、嚴師慈円和尚ヨリ歌ノ御使トシテ

禁裏ヘマイリタマフコトアリ。此起リハ、今

年禁中ヨリ恋ノ題ヲ下サレ、人々歌ヲ讀テ上

ラレケル。慈円和尚ノ歌ニ、

我恋ハ松ヲ時雨ノ染カネテ真葛ガ原ニ風

サハグナリ

如此詠ジテ天覽ニソナヘタマヒシカバ、是ニ

勝タル歌ナシ。一時ノ秀逸ナレバ、ソネム人々

評シテ云ク、如此バカリノ名歌、恋スル身ナ

ラデハ読ベキニアラズ。一生不犯ノ座主ナン

ドノ知タマフベキ義ニ非ズト申サレケル。公

卿僉儀アテ流罪ニモヤト聞ヘタリ。僧正ハ歌

ナレバコソ読タレト仰セラル。サラバ僧侶ノ

知マジキ事ヲ題ニシテ名歌ヲ讀セラルベシト

テ、重テ^⑥鷹羽雪トイフ歌題ヲ下サル時ニ、

雪フレバ身ニ引ソフルハシ鷹ノタゞサ

キノ羽ヤ白フナルラン

トヨミテ、主上臣下ヲノノク掌ヲ拍

ヲ始マイラセテ、関白殿・月卿・雲客・公卿・
殿上人同心ニ、サテハ恋ハシタマハザリケリ
トカンジ申サセタマフ。御使者ノ僧ノ俗性ハ
ト勅定アリ。コレハ大進有範ノ卿ガ子ニテ候
ナリト申タリケレバ、忝モ公縕言アリテ、サ
テハ前ノワカサノ大臣ノ孫ナリ。伯父モ師匠
モ歌人ナリ。タゞモノニハヨモアラジ。師匠
ハタゞサキノ羽ヲアソバシツ。御房ハ身ヨリ
ノ羽ヲツカマツレト勅定アリケレバ、辞退マ
フスニ及ズシテ、カクゾ申シ上ラレケル。
ハシタカノ身ヨリノ羽風吹タテ、ヲノレ
トハラフ袖ノ白雪

ト申サレタリケレバ、御感ノ余御衣ヲ給ハリ、
カタニカケテ大ユカラオリ、ヲキイシ辺ヲ過、
輿ニノリタリシガ、アサマシヤ、只今ノ歌ヲ
仕損ゼバ自害スベシ。自害スルナラバ五逆ニ
モスグレ、無間地獄ニオツベシ。是ハソモ出
家ノカヒカヤト思キリ、ヤガテ輿ヲ坂本ニ
カヘシ、其マ、六角堂ノ救世菩薩ヲタノミタ
テマツリ、一七日參籠シタリシ示現ニマカセ
テ御弟子ニマイリタレドモ、ソノ示現ハイマ
ドノク感ジテ、僧正コソ歌ノ名人ナリ。使
節ハタソトアリシカバ、大進有範ガ子息範宴
少納言ト奏セシカバ、サテハカレガ伯父モ師
匠モ歌人ナレバ、カレモサアルラントテ、ミ
ヨリノ羽ト云題ヲタマハリシカバ、聖人即座
ニテ、

箸鷹ノミヨリノ羽風フキタテ、オノレト
ハラフ袖ノ白雪

トヨミ玉ヒシカバ、君御感ノアマリ御衣ヲ給
リ、ソレヨリカヘラセ玉フ道スガラ、案ジ玉
フヤウ、モシタゞイマノウタヨミ損ゼバ自害
スベキニナリヌ。コレ出家ノ素志ニアラズ、
遁世隠居ニシカズトテ、輿ヲ坂本ニカヘシツ
ヽ、ソノ身ハ六角堂ニ參籠シ、菩薩ノ告命ニ
マカセ空師ノ門室ニ入玉フト云云。

ト読タマヒケル。上一人ヨリ堂上ノ公卿ニ至
ルマデ、サスガニ三位ガ養子、慈円ノ弟子カ
ナト大ニ称美セラル。主上御感ノ余ニ檜皮色
ノ小袖ヲ賜。侍従三位時春、御服ヲ両手ニ捧
テ範宴ニカヅケラレケリ。今聖人ノ真影ノ膚
ニ赤色ノ小袖ヲメサセ奉ルハ此御服也。範宴
退出アリテ道スガラ思召ケルハ、今般ノ歌モ

ダ語申サネバシロシメサルマジトオホセラレ

ケレバ、聖人御硯メシヨセテ、其示現ノ文ハ
シリタルゾトテ、アソバシテ、ハヤアラハセ
トゾ仰ケル。親鸞ソノ文ヲノタマハク、

行者宿報設女犯 我成玉女身被犯

一生之間能莊嚴 臨終引導生極樂

カク申シケル。親鸞ノコトバト、カネテ聖人

ノアソバシタマヘル要又ト、一字モチガハザ

リケルコソトテ、諸人一同ニ殊勝ノコエラア

ゲラレケルニ、親鸞力及ズ、月ノ輪ノ禪定殿

下ノ第七ノヒメミヤ、玉日ノ宮ト申ス御ムス

メトアワセタテマツル。アフ、此事ヲ思ニ、

釈尊ハ一切衆生ノタメニ瓔珞サイナンノ衣ヲ

ヌギ、ソヘイ垢式ノアサマシキカタチトナリ

テ、市ノ中ニテ法ヲトキ、不輕菩薩ハ我ヲ打

ツ衆生ヲタスケ、文殊師利菩薩ハ我ヲ信ゼン

ヨリハ我ヲ打ノラン者ヲバナヲタスクベシト

ゾチカヒ、竜樹菩薩ハ九十九種ノ外道ヲ濟度

シ、今ノ殿下ハ末代ノ衆生ヲタスケンガタメ

ニ、忝モヒメミヤヲツマトナシタマフ。サテ

三日アリテ、親鸞夫婦同車アリテ黒谷ノ禪房

シ仕損スルコトアンナバ、師範養父ノ名ヲモ
クタスベシ。我天台ノ門跡ニ居バ、コノ後モ
幾回カ雲上ニ召レテ、世上ノ塵ニマジハリナ
ン。師ノ僧正モ殿上ノ交ユヘニコソ、カ、ル
患難ニモ逢タマヘリ。好也、是ゾ遁世ノ因縁
ナラメト、頻リニ隠遁ノ御志フカクナリタマ
ヒキ。已上正中記、存覺伝

ニマイリ給ヒケリ。聖人ヒメミヤヲ御覽ジテ、子細ナキ坊守ナリト仰ラレソメシヨリコノカタ、一向専修ノ一道場ノアルジヲバ坊守トゾ申スナリ。

II 秘伝鈔・正明伝

B 『親鸞聖人御因縁秘伝鈔』

建仁元年初冬ノコロホヒ、月輪ノ禪定殿下吉水ノ御坊二入御有テ、イツヨツヨリモネンゴロニ御法談マシノケルニ、殿下オホセラレケルハ、御弟子御弟子イマハ三百有余、イヅレモ淨行智德ノミナリ。ソノナカニ才ヰテ円照〈博陸の御法名〉ヒトリ在家ナリ。ヒジリタチノ称名ト在家ノ人ノ念仏ト、功徳ノ淺深イカバカリゾヤ。源空聖人コタヘタマハク、出家在家ヒトシクシテ、功徳マツタク勝劣ザフラハズ。殿下ウタガヒテノタマハク、コノ条モツトモ不審ニ候。ソノユヘハ、女人ニモチカヅカズ、不淨ノ食モゼズ、清僧ノ身ニテマウサンハ、功徳サダメテタフトカルベシ。朝夕女境ニムツレ、酒ノミ、不淨ノ食ヲシナガラ仏ヲ念ゼントモガラハ、イカデカ清僧ニオトラザルベキ。聖人コタヘテノタマハク、ソノ義ハ淨土ノコ、ロニアラズ、聖道門ノ通戒ナリ。イマ我宗ノオモムキハ、一切善惡凡夫得生者、莫不皆乘阿弥陀仏、大願業力為増上縁也ト判定シテ、他力深心ヲ本願トシタマヘリ。サレバ一向専修ニオキテ、ナンノ勝劣カハンベラン。聖人世俗、男子女人、老少

E 『親鸞聖人正明伝』

斯ニ同年十月上旬、月輪殿下兼実公、吉水禪坊二入御アリテ、イツヨリモコママヤカニ御法譚マシマシケルニ、殿下仰ラレテイハク、御弟子アマタノ中ニ、余ハミナ淨行智德ノ僧侶ニシテ、兼実バカリ在家ニテハベリ。聖ノ念仏ト我在家ノ念仏ト、功徳ニツキテ替目ヤサブラフヤラムト。上人答テ宣ハク、出家在家ヒトシクシテ、功徳ニテ尠モ勝劣アルコト侍ズト。殿下宣ハク、此条モトモ不審ニサグラフ。其故ハ、女人ニモ近ズ、不淨ヲモ食ゼズ、清僧ノ身ニテ申サム念仏ハ、定テ功德モ尊カルベシ。朝夕女境ニムツレ、酒肉ヲ食シナガラ申サムハ、争カ功德オトラザラム。上人答テ宣ハク、其義ハ聖道自力門ニ申コトナリ。淨土門ノ趣ハ、弥陀ハ十方衆生トチカハセタマヒテ、持戒無戒ノ撰モナク、在家出家ノ隔ナシ。善導ハ一切善惡凡夫得生者、莫不皆乗阿弥陀仏、大願業力為増上縁也ト決判シタマヘリ。努努力御疑アルベカラズト云云。其時殿下マタ宣ハク、仰ノゴトク差別アルマジクサブラハド、御弟子ノ中ニ一生不犯ノ僧ヲ一人賜テ、末代在家ノ輩、男

賢愚、コトノク乃至十念一念ニ決定往生スベキナリ。具三心者必生彼國、アライデ信ヲトルベシ。疑心ヲオコスベカラズ。（中略：真宗教義を詳説する）ソノトキ殿才ホセラレテイハク、サヤウニ差別アル

マジクサブラハバ、御弟子ノナカニ一生不犯ノ清僧ヲ一人タマハリテ、

末代惡世ノ俗徒等ガウタガヒヲヤブリハシランガタメニ、直ニ在家ニナシタテマツリサブラハズヤ。聖人スコシモイタミタマハズ、子細候マジ、^③善信房今日ヨリ法皇入道殿下ノ御コトナリ。太政大臣入道シタマヘバ法皇ノ仮名アリトゾノ御定ニ遵タテマツレトゾオホセラレケル。トキニ親鸞興ヲサマシ、ナミダニムセビ、低頭シテ御返事ヲモマウサレズ。

（中略：法然が親鸞に六角堂での夢告を語れと命ずる）親鸞カタリテノタマハク、善信イマダ青蓮院ニサブラヒシトキ、正治二年ノ春カトヨ。後鳥羽ノ太上天皇ヨリ人々二百首ノ歌メサレシトキ、慈円僧正ノ恋ノ御ウタ、

（中略：法然が親鸞に六角堂での夢告を語れと命ずる）サテモ綽空イマダ青蓮院ノ弟子ニテ侍シトキ、過ニシ正治二年ノ秋九月ニテアリシガ、内ノ仰トテ恋ノ題ヲ下サレ、人人ニ歌ヲ読サレケリ。師ノ僧正モ読テ上ラル歌ニ、

我恋ハ松ヲ時雨ノソメカネテ真葛ガ原ニ風サハグナリ

キミコノウタヲ観覽アリテ、サテハ座主ノ御房ハ恋スルヒトニテオハシケリ。^④コ、口ニモノヲオモハザランヒト、カヤウノ秀歌ヲヨマンコトアリガタシ。一生不犯ノ天台ノ座主ヒソカニ恋ヲシタマハント、^⑤ハナハダシカルベカラズトアザムカセタマイテ、スニ遠流ノ僉議ニヨブ。コ、ニ僧正ノ御諫防ニハ、ソレ草木ハクチナントイヘドモ飛華落葉ニモノヲイハセ、禽獸ナキテナミダナシトイヘドモ詠ズルハ歌

女往生ノ龜鏡ニ備ハベラムト。上人聊モ痛タマハズ、子細サフラフマジ、綽空今日ヨリ殿下ノ仰ニ從申ルベシト。綽空ハ涙ニクレ、低頭シテ御返事ヲモ申タマハズ。

道ノナラヒナリ。コヽロニ恋ヲシラズトモ、人ヲウラムル風歌ナラバ、ナドカコノウタヲヨマザラン。公アキラカニ群臣ヘツラハズバ、理ニヨリテタゞセ、コトバヲガメテ坐スベカラズトゾ奏シアゲサセタマヒケル。サラバコノ僧正ノオボシメシヨラズ、ナレタマハザランコトヲヨマセタテマツルベシトテ、^⑥雪中鷹狩トイフ題ヲクダサレタリ。スナハチヨミテタテマツラレシ僧正ノ御歌、

ユキフレバ身ニヒキソフルハシ鷹ノ左ノ羽ヤシラフナルランコノ御歌奏問ノ使者ニハ愚僧參内ツカフマツル。君コノ歌ヲ叡感アリテ、月卿雲客モロトモニ褒美ノ御声トリ／＼也。サテモコノ僧正ハ幼年ヨリコノカタ、天台円宗ノ學場ニコソ腕ヲクダシタマヒシカバ、片時半日ノアイダニテモ狩場ノ雪ニソデヲフレタマハズ。シカルヲイマコノ御ウタニ、身ニヒキソフル鷹ノ故実、天性和歌ノ風骨ヲエタマヘル人ナリトテ、天台座主ノ恋ノ惡名、雲ノウヘニ晴タマヒヌ。

サテモ院參ノ使僧ガ俗姓ハイカニト御タヅネ有シカバ、皇后宮大進有範卿ガ男ニハンベルト奏ス。カタジケナクモ君キコシメシテ、サテハ五条ノ亞相範綱卿ガ猶子ニコソ。伯父モ師匠モ俊才ナリ。タゞモノニハヨモアラジ。僧正ハ左ノ羽ヲ奏セラレツ。御房ハ右ノ羽ヲツカウマツレト勅定ヲクダサル。辞退マウスニオヨバズシテ、カウゾ奏シアゲハンベル。

箸鷹ノ右ノ羽風フキタテ、ヲノレトハラフ袖ノ雪カナ
カヤウニ奏聞ツカマツリシカバ、御叡感ノアマリニヤ、御衣ヲ賜ハリ、

道ノ習ゾカシ。意ニ恋ハシラズトモ、人ヲ恨ル風歌ナラバ、ナドカ此歌ヲ読ザラムト奏ゼラレケル。サラバ、僧侶ノ仮ニモ知マジキ事コソ読サルベシトテ、重テ鷹羽^⑥雪ト云題ヲ下サル。スナハチ讀テタテマツル歌、

雪フレバ身ニ引ソフル箸鷹ノタゞサキノ羽ヤ白フ成ラム

此時主上臣下モロトモニ掌ヲ拍テ、誠ニ明才ノ知ザル事ハナシトテ、大難ヲ晴、カヘテ倭歌ノ美名ヲ取タマヘリ。此トキノ使ハ僧正一生ノ浮沈ナレバトテ、範宴コソ参ベシトアリ。某モマタ嚴師生涯ノ安否ナレバ、進テ参ケル。上ヨリ斯歌ノ使ハ誰ト御尋アリ。大進有範ガ子、範宴少納言ト奏ス。サテハ猶父三位モ歌知ナリ。師ノ僧正モサスガノ達者ナレバ、範宴モサゾアラム、歌ツカマツレトテ、同ク鷹羽^⑥雪トイヘル題ヲ賜ル。但シ師ノ僧正タゞサキヲ詠ジタレバ、範宴ハミヨリノ羽ヲ讀ベシト仰アリ。

箸鷹ノミヨリノ羽風フキ立テオノレトハラフ袖ノ白雪

ト申タリケレバ、上一人ヨリ堂上公卿ニ至マデ、サスガ三位ガ猶子、僧正ノ弟子カナト褒美セラル。主上御感ノ余ニヤ、檜皮色ノ小袖ヲ賜ハル。肩ニカケ、大床ヲ下リ、置石ノ邊ヲマカムデシ間、ツクヅク思ケルハ、コノタビノ歌モシ仕損ジナバ、師範猶父ノ名ヲモ下ベシ。自害ヲセムモ僧徒ノ道ニアラズ。我天台ノ門跡ナラムニコソ、此後モ幾度カ大内ニ召レテ浮世ノ塵ニ交ナム。師ノ僧正モ雲上ノマジハリ故ニ、カヽル患難ニモ逢タマヘリ。好也、コレゾ遁世ノ因縁ナラメト、無下

肩ニカケ、オホユカラオリ、置石辺ヲマカンデシアヒダ、ツク／＼物ヲ按ズルニ、アサマンシャ、タゞ今ノ愚詠ツカマツリ損ジタラマシカバ、自害セザランモクチオシカルベシ。出家ノ人ノ自害ハ在家ノ五逆ニスギンタリ。イカデカ泥梨ヲハナリベキ。サテハ法師ノフルマヒカヤ。

タゞコレ名聞世情ニ狂ゼル末世濁乱ノ貪墨ナルガ謂ナリト、無下ニアサマシクオボヘシカバ、京ヨリ乗輿ヲサカモトニカヘシツカハシテ、六角堂ニ參籠シテ上宮救世ノ利生ヲアフギテ、出離解脱ヲイノリマウシシカバ、谷響キオハシマス。感應焉アラタナリシアイダ、スナハチ名利ノコロモヲヌギステ、聖人ノ座下ニハマイリテ候ト、一一ニカタリマウサレケリ。（下略：法然の命に従い、玉日姫と結婚する）

『御因縁』はやや複雑な構成を持つ物語である。第一段は建仁元年十月、吉水の法然庵室が舞台で、「月輪円証」が法然に、在俗でも往生できる保証に弟子の一人を還俗させよと願い、法然は親鸞を指名して、お前には六角堂の觀音の示現があつたはずだから、遁世の次第を語れと命じた、「第二段は親鸞の回想場面で、「九年前、親鸞が叢山に在つたころ、座主慈円が恋の歌を詠み、帝は慈円の女犯を疑つて流罪に処そつとした。慈円が題に従つて詠んだだけだと釈明すると、それでは体験したことがないはずの題で詠ませてみよう」と鷹狩の歌を詠ませた。慈円は再び名歌を詠み、帝も得心したが、慈円の使者の親鸞にも詠歌の命が下つた。親鸞の歌に帝は感激して褒美を与えたが、親鸞はこれを機に山に戻らず、

ニアサマシク覺シカバ、六角精舎へ百日ノ歩ヲ運シニ、感應ニヤアリケム、計ズモ嚴師ノ高徳ヲ聞、スマヤカニ名利ノ衣ヲヌギ、心モ身モ真実ノ墨ニ染サブラヘト、最コマカニ語タマフニ、空師ヲハジメ百有余人ノ御弟子、月輪殿下ニ至マデ、ミナ感激ノ涙ヲ止カネタマヘリ。
（下略：法然の命に従い、玉日姫と結婚する）

六角堂に籠もつて救世菩薩より偈文を賜り、法然の弟子となつた」、第三段は再び建仁元年の吉水に戻つて「親鸞が以上のいきさつを語ると、法然は偈文を書かせた。法然が書いたものと寸分違わないのを見て、親鸞は円証の姫の玉日と結婚した」とされる。

『照蒙記』はこの複雑な構成のまま引くのでなく、物語を二つに分けた、いわゆる「女犯偈」の註に第一段と第三段を合わせて「月輪円証から弟子一人を求められた法然は、親鸞に還俗を命じ、親鸞が固辞すると、觀音の示現を書き示して見せたので、親鸞はやむなく玉日と結婚した」として引用し、別に第一段の詠歌をめぐる一件を吉水入室の異説として引用した。

『御因縁』の形（第一段→第二段→第三段）を「御因縁型」、『照蒙記』

の形（第一段+第三段／第二段）を「照蒙記型」と呼んでおく。

次に、『照蒙記』は自ら「カノ書ノ趣ヲ略シテイハゞ」と記している通り、『御因縁』の文章を省略したり、語句を訂正したりしている。古

本系『御因縁』の「法皇」（月輪円証）は、流布本系では史実通りの形に「殿下」と修正されているが、「勅状」「綸言」などの語句はそのまま残っていた。知空はそれらの語を「仰」に直したり、親鸞の旧名とされる「忠安」をカットしたりして、門徒衆を啓蒙し得る「正しい親鸞伝」を目指した。さらに『御因縁』の「慈鎮和尚ヘ恋トイフ歌ノ題ヲマヒラセラレタリシニ」を「慈円僧正ヘ内裏ヨリ恋ト云歌ノ題ヲタマハル」とするなど、語句を補い（内裏ヨリ）、江戸時代には馴染みの薄くなつた語を一般的な語に言い換えて（マヒラセラル→タマハル）、読者が理解しやすい文章を心掛けた。

さて、『正統伝』が「御因縁」でなく『照蒙記』に拠っていることは、以上の諸点に注目すれば明らかである。特に上掲資料Cにおける——線部は、『正統伝』が鎌倉時代の『御因縁』でなく、江戸中期の『照蒙記』に拠ったことを如実に示している。『正統伝』の構成は照蒙記型で、文章も『照蒙記』準拠なのである。

『正明伝』の親鸞・玉日結婚譚の構成は御因縁型だが、ベースとなつてているのは『御因縁』ではなく『秘伝鈔』である。『正統伝』が『照蒙記』と同文的な部分を多く残しているように、『正明伝』も『秘伝鈔』

と同文的なところが多い。

三、『正明伝』における『照蒙記』の影響

ところが、『正統伝』のみならず『正明伝』にも『照蒙記』の影響が見られる。『正明伝』と『照蒙記』が交錯する部分を精密に比較してみよう（——線部③～⑥）。

③ 御因縁・此御歌ヲ収覽アリテ、

秘伝鈔・キミコノウタヲ収覽アリテ、

照蒙記・ト詠ジテ、高覽ニソナヘタマヒシカバ、

正統伝・如此詠ジテ天覽ニソナヘタマヒシカバ、是ニ勝タル歌ナシ。
正明伝・カク詠ジテ天覽ニ備タマフニ、是ニマサレル歌ナシ。

『御因縁』『秘伝鈔』では帝が主語、『照蒙記』以下は慈円が主語である。『正統伝』『正明伝』は『照蒙記』の「高覽ニソナヘタマフ」を引き継いだ表現である。

④ 御因縁・是ホドニ恋ノ歌ノ面白クアルハ、心ニ恋シタマハザラン人ハヨムベカラズ。

秘伝鈔・コヽロニモノヲオモハザランヒト、カヤウノ秀歌ヲヨマンコトアリガタシ。

照蒙記・コノ歌ハ恋スル人ナラデハヨムベカラズ。

正統伝・如此バカリノ名歌ハ、恋スル身ナラデハ読ベキニアラズ。

正明伝・如此バカリノ名歌ハ、恋ラスル身ナラデハ読ベキニ非ズ。

『正統伝』『正明伝』は『照蒙記』の「恋スル人ナラデハヨムベカラズ」に拠る。

⑤ 御因縁・既ニ流罪マウサント、天下ノ大衆モ僉議シタマフニ

秘伝鈔・スデニ遠流ノ僉議ニヨブ。

照蒙記・公卿僉儀アリテ、トカク流罪ニモヤトキコエシカバ、

正統伝・公卿僉儀アテ、流罪ニモヤト聞ヘタリ。

正明伝・公卿僉議アテ、既ニ無実ノ横難ニ逢タマフ。

『正明伝』の前半は『照蒙記』『正統伝』と、後半は『秘伝鈔』と近い。

⑥ 御因縁・タカノ羽ノ雪

秘伝鈔・雪中鷹狩

照蒙記・鷹羽雪

正統伝・鷹羽雪

正明伝・鷹羽雪

『正明伝』が『御因縁』に依拠していないことは、他の箇所から明らかである。とすれば、『秘伝鈔』と異なる「鷹羽雪」の出處が問題になる。これと同じ現象は「箸鷹」の歌の第五句（御因縁・照蒙記・正統伝・

正明伝は「袖ノ白雪」、秘伝鈔は「袖ノ雪カナ」）でも見られる。

『正明伝』に『照蒙記』の文章が紛れ込んでいるからには、『正明伝』は『照蒙記』以前には書かれ得ないということになる。『正統伝』と『正統伝』がともに江戸時代の作なのであれば、刊行順に、先に『正統伝』、後から『正明伝』が書かれたと考えるのが普通であろう。実際に、『正統伝』はほぼ全文にわたって『照蒙記』の影響が見られるにすぎない。も、『正明伝』はごく一部に『照蒙記』の影響が見られるにすぎない。

逆に『正明伝』には『秘伝鈔』に基づく部分が多く、『正統伝』に『秘伝鈔』の影響はまったく見られない。これは、『正統伝』が『照蒙記』に依拠して書かれた後に、『正明伝』が主に『秘伝鈔』に拠りつつ『正統伝』をも参照して書かれたと考えれば説明がつく。

① 御因縁・聖ノ念佛ト我ラガ念佛トノカワリメヤ候ハント勅定アリケレバ、

秘伝鈔・ヒジリタチノ称名ト在家ノ人ノ念佛ト、功德ノ浅深イカバカリヅヤ。

照蒙記・ヒジリノ念佛トワレラガ念佛トカワリメヤ候ハント仰セアリケレバ、

正統伝・聖ノ念佛ト我等ガ念佛ト替目ヤ候ラハント。

正明伝・聖ノ念佛ト我在家ノ念佛ト、功德ニツキテ替目ヤサブラフヤラムト。

『御因縁』『照蒙記』『正統伝』と、『秘伝鈔』との二つの形があり、

『正明伝』は前者・後者を折衷したような表現になつてゐる。さらに「殿下仰られていはく、ゝと。」の形式は『正統伝』と共通する。

――線部……『正明伝』が『秘伝鈔』に拠つて記述された。

『正明伝』は前者・後者を折衷したような表現になつてゐる。さらに

四、磯長夢告の問題

『正明伝』が『正統伝』より先に書かれた（ただし刊行は十六年後れた）とすれば、『正統伝』は『照蒙記』に拠つて全体を作りながら、部分的には『照蒙記』を排して、『正明伝』が『照蒙記』の言い回しを若干変えて取り込んだ③や④を採用したことになる。①では『正明伝』が『秘伝鈔』の影響を受けた部分を除去し、しかも『照蒙記』そのままでなく、『正明伝』が『照蒙記』の言い回しを変えて取り込んだ表現のみを掬い上げるという、煩雑かつ意味不明の作業を行つたことになつてしまふ。

『正明伝』を下敷きにして『正統伝』が書かれたのではなく、『正統伝』を参照しながら『正明伝』が書かれたのである。『正明伝』中に頻出する、『正統伝』とは同文的だが『秘伝鈔』や『照蒙記』にない表現（二重線部）は、『正統伝』に拠るものである。

以上から、A～Eに付した三種の傍線は、次のように整理することが可能になる。

——線部……『正統伝』が『照蒙記』に拠つて記述され、『正明伝』は『正統伝』を引き継いだ。

『親鸞聖人正明伝』と知空著『御伝照蒙記』

最後に、良空が『照蒙記』を意図的に改変した箇所を上げておこう。

② 御因縁：善信房今日ヨリ月輪殿ノ勅定ニ随タテマツレトオホセラレケレバ、

秘伝鈔：善信房今日ヨリ法皇ノ御定ニ遵タテマツレトゾオホセラレケル。

照蒙記：善信房今日ヨリ仰ニ随玉ヘトアレバ、

正統伝：綽空今日ヨリ仰ニ随タマヘト。

正明伝：綽空今日ヨリ殿下ノ仰ニ從申ルベシト。

『正統伝』『正明伝』のみ「殿下の言はく（宣はく）、ゝと。」の形式をとるのは①と同様だが、この場合には他に「善信房」か「綽空」かという大きな相違がある。

『照蒙記』六角夢想段では、建仁元年に法然から綽空の名を得て、建仁三年に六角堂の靈夢により善信と改めたとするが、『正統伝』は十九歳のとき磯長の聖徳太子廟で「命終速入清淨土 善信善信真菩薩」の偈を得て善信と改名し（いわゆる「磯長夢告」）、一十九歳のとき法然から綽空の名を得たとする。良空は『照蒙記』に拠りつつ、「善信」を「綽空」に改変し、『秘伝鈔』に拠る『正明伝』でもこれを引き継いだ。『正

明伝』も『正統伝』と同じく十九歳の磯長夢告、二十九歳の六角堂夢告を説くからである。

山田雅教は大乗院夢告・磯長夢告は史実でなく、文献上初出は『正明伝』まで降るとしている⁽⁸⁾が、正確には磯長夢告の初出は『正統伝』、作者は良空とすべきであろう。

むろん良空はこの部分を自作とも、『照蒙記』に拠るとも言わず、「已上本伝」として書いた。磯長夢告も「已上本伝」である。良空によれば、「本伝」とは顕智伝である。

二十八歳条の慈円の歌の一件は「已上正中記、存覚伝」、二十九歳条の玉日との結婚は「已上本伝」となっている。『照蒙記』は「応永三十一年（一四二四）三月に書写された、御因縁と題する薄草紙があり、著者不詳で実録とは言い難いものだが、その書の趣旨を略して紹介する」と断った上で『御因縁』を引用したのだが、良空はそれを承知で『照蒙記』を下敷きにこの場面を書き、「典拠」は「正中記」「存覚伝」「本伝」と記して、これらの古伝を持つ高田派を称揚した。良空は非実在の「典拠」から、「本願寺にはない高田派独自の、本当の親鸞伝」を作り上げたのである。

もっとも、良空は『秘伝鈔』を持っていたのだから、それを『正統伝』の典拠にすることもできたはずである。そうしなかったのは、編年体の『正統伝』には御因縁型の構成を持つ『秘伝鈔』よりも、回想場面を立てにして前に持ってくる照蒙記型の方が好都合だったからだろう。そ

の『照蒙記』は、西本願寺学寮のトップが蒙を照らすべく著した書物で、鎌倉時代の古い物語が江戸時代の真宗僧の読解力に合わせて書き直されていた。教育に重きを置く佐々木月樵が『正統伝』『正明伝』を評価したのは、当然の結果ではあった。

紙幅の関係で詳述できないが、『正統伝』は『照蒙記』のほか、『高田絵伝撮要』『仏光寺絵詞伝著聞鈔』『末灯鈔』『口伝鈔』『親鸞聖人御消息集』『最須敬重絵詞』など、多くの既刊本を切り貼りして作られている。『正統伝』にせよ、それを「存覚の語り」風に改めた『正明伝』にせよ、近世出版文化の所産であった。

なお、筆者は、「『正明伝』が存覚の作であれば価値があるが、江戸中期では価値がない」とは少しも考えていない。近世文化の中に『正統伝』『正明伝』をどう位置付けるかについては別稿を準備しているので、併せてお読みいただければ幸いである⁽⁹⁾。

注

(1) 『真宗全書』七四。

(2) 無我山房、一九一〇年。

(3) 無我山房、一九一〇年。

(4) 本稿の内容と関るものではないが、筆者は『聞書』の成立を近世初

(5) 頭、写本自体は江戸時代中期の転写本と考えている。
『正明伝』の出版のいきさつを、良空は跋文で「本を持ちこんだ一客に脅迫的に説得され、出版の決意を固めた」と説明しているが、『正統伝後集』第四卷「御伝絵解・御一代記踏破」では、「或人」が二帙の書を携え来たり、良空は取るに足らぬ書と笑い飛ばしたが、「彼人」

に強く説得され、反論を書いて出版することにしたと書いている。「一客」云々は事実というより、「出版」という行為に対する良空の期待感の表れと見るべきであろう。

(6)

『日本の宗教と文化』同朋舎、一九八九年。なお、筆者もかつて「近世親鸞伝における口演と注釈——「自行化他」の学問——」(『文学』二〇〇七年五・六月号)で、この研究の線上において『正明伝』を理解し、『正統伝』と関連づけて論じたことがあるが、誤りなので、本稿のように訂正したい。

(7)

親鸞と玉日の結婚説話は古淨瑠璃『しんらんき』や『親鸞聖人由来』にも載るが、これらは文体が『正明伝』とはまったく異なり、A) Dよりも『正明伝』と遠い関係にあると考えられるため、比較対象から除外した。

(8)

山田雅教「再論 伝親鸞作『三夢記』の真偽について」『高田学報』九二、二〇〇四年。
(9) 大谷大学真宗総合研究所編『親鸞像の再構築』に「親鸞伝における東国」の発見として執筆を予定している。

執筆者紹介

早

島 有毅

(北海学園大学講師)

吉

田 一彦

(客員所員 名古屋市立大学大学院教授)

塙

谷 菊美

(神奈川県立茅ヶ崎高校教諭)

飯

田 真宏

(特別研究員)

高

橋 良政

(日本大学教授)

高

橋 大樹

(仏教大学大学院博士後期課程)

鎌

谷 かおる

(神戸女子大学非常勤講師)

郡

山 志保

(神戸女子大学大学院博士後期課程)

同朋大学佛教文化研究所紀要 第二十九号

平成二十二年三月二十五日 印刷

平成二十二年三月三十日 発行

名古屋市中村区稲葉地町七一一

編集者 同朋大学佛教文化研究所

所長 小島 晃昭

電話 ○五二一四一一一三七三

発行所 同朋大学佛教文化研究所
印刷所 株式会社 一誠社